## 令和元年度 第1回 開成町都市計画審議会 次第

日時 : 令和2年2月6日 (木) 10 時 00 分~ 場所 : 開成町役場 3階 議会全員協議会室

			D13794 3 DC 333	9 1 11	FIX 21 22 ( 100)	
1	委嘱状の交付					
2	あいさつ					
3	開成町都市計画審議会について					
4	議  題					
( -	1) 会長及び職務代理者の選出					
( 2	2) 報告事項 ① 開成町都市計画審議会の会議	きの公開に	関する要領につ	ついて	資料1	

② 足柄産業集積ビレッジ構想について 資料2

(3) その他

③ 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について 資料3

開成町告示第 号

開成町都市計画審議会の会議の公開に関する要領を次のように定める。

令和2年 月 日

開成町長 府川 裕一

開成町都市計画審議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、開成町都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関 し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
  - (1) 開成町情報公開条例(平成13年開成町条例第18号)第6条各号に 定める非公 開情報に該当する事項を審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、会議の適正な運営に支障が生ずると認め られる場合
- 2 前項の規定により非公開とする場合は、審議会の会長(以下「会長」という。)が会議 に諮って決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長は、会議の会場の広さ等の事情により、その定員を変更することができる。

(傍聴の手続等)

- 第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付で記載し、会長の承認を 受けなければならない。
- 2 傍聴を希望する者が、会議の開会前に前条に定める定員を超えるときは、抽選によるものとする。
- 3 会議の開会後に傍聴を希望する者は、傍聴人が既に定員を満たしている場合は、傍聴することができない。ただし、定員を満たしていない場合は、先着順又は抽選により傍聴することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することはできない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他の気勢を示すおそれのあるものを所持 する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれの あるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、会議の会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
  - (2) みだりに席を離れないこと。
  - (3) 会議の言論に対して、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - (4) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
  - (5) 鉢巻き、腕章の類をしないこと。
  - (6) 携帯電話その他これに類する機器の電源を切ること。
  - (7) パソコンその他これに類する機器を使用しないこと。
  - (8) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (9) 書籍、新聞等の閲読をしないこと。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の制限)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長が事前に認めた場合はこの限りではない。

(退場)

- 第8条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 会長が前項の規定により退場を命じたとき又は会議の一部若しくは全部を公開しない こととしたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 足柄産業集積ビレッジ構想について

平成 18 年3月に南足柄市と開成町で策定した足柄産業集積ビレッジ構想について、構想地区内の宮台北地区の事業の実現化に向けて、事業区域が連担する南足柄市と連携し、新規工業系市街地整備の取組みを進めております。

## 1. ビレッジ構想とは

南足柄市と開成町の両市町、企業、教育・研究機関等が協力しながら産業集積を進め、ビレッジ構想地区を核とし、足柄地域全体の発展・活性化を図っていくことを目的としています。本地区は、南足柄市と開成町にまたがる小田急電鉄小田原線と伊豆箱根鉄道大雄山線に挟まれた、南足柄市東部の竹松・塚原地区周辺及び開成町の南部牛島・宮台地区周辺の 148.3haです。

開成町では、これまでに富士フイルム先進研究所の誘致や南部地区土地区画整理事業の支援に取組んできましたが、平成27年度から宮台北地区の事業の実現化を進めています。

### 2. これまでの取組み

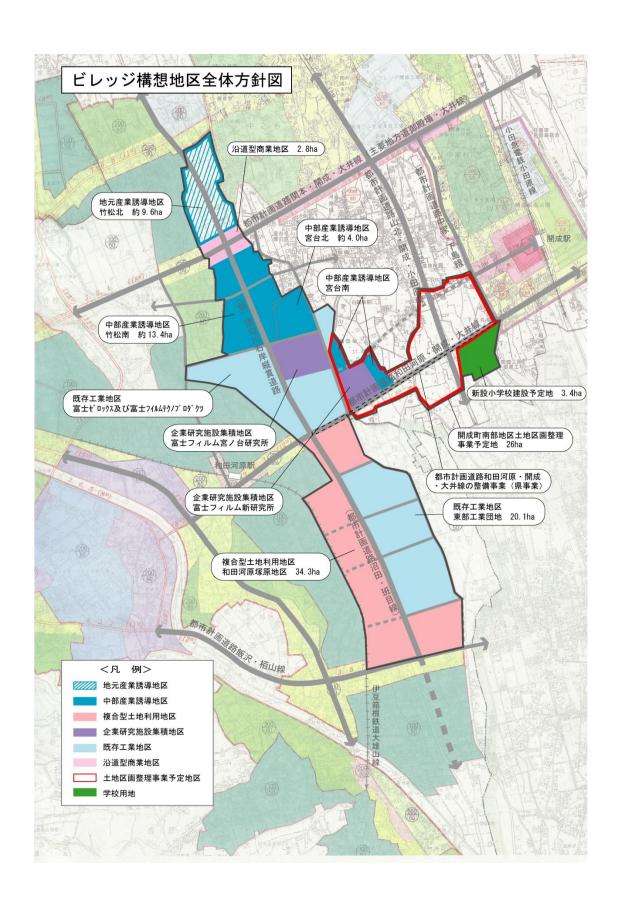
- ・平成 27 年度から開成町宮台北地区(約 5ha)について、連担する南足柄市竹松壗下地区(約 27ha)と一体となり事業推進を図る。
- ・平成28年5月には、南足柄市との「足柄産業集積ビレッジ構想事業推進協議会」を設立し、連携を強化する。
- ・平成27年度以降、竹松壗下・宮台北地区(約32ha)を対象として、南足柄市と一緒となり、区画整理基本調査、現況測量等の調査を実施するとともに企業誘致に向けた企業アンケート等も行う。
- ・平成 29 年度には、事業リスク等を考慮し、段階的整備を進めることとして、県道 78 号北側の区域(約 11.8ha)を先行整備することとした。
- ・平成 30 年度は、南足柄市において北側区域の事業化に向けた取組みにより、一部の地権者による区画整理組合準備会の設立などが行われた。

#### 3. 今後の開成町宮台北地区の動き

- ・北側区域の動向について、宮台北地区の地権者へ情報提供を行う。
- ・北側区域が市街化区域編入(区画整理組合の設立)の進捗に合わせて、宮台北地区を含む南側区域の事業化を南足柄市と一緒に取組みを進める。

## 4. 参考資料

- ・整備方針 (案)「足柄産業集積ビレッジ構想に係る全体説明会 (第5回)」抜粋【平成30年2月23日】
- ・企業誘致パンフレット 令和2年1月印刷



## 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について

良好な市街地の形成及び駅前通り線等の整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線未整備 区間及び周辺について土地区画整理事業の実施に向けて、取組みを進めております。

#### 1. 地区の概要

位 置 開成町古田島地内

施 行 面 積 約 3.8ha

都市計画施設 都市計画道路駅前通り線 約220m

都市計画道路中家下島線 約280m

#### 2. 本地区と町都市計画等の状況

- ・当地区を含めた町南東部は昭和54年3月に市街化区域に編入。
- ・昭和54年6月に都市計画道路2路線(駅前通り線、中家下島線)の計画を決定。
- ・駅前通り線(540m)については、開成町と町南西部を結ぶ、地区の骨格を形成する路線。開成町付近は平成8年に完成した町施行による土地区画整理事業(約80m)で、また町南西部付近は平成27年に完成した組合施行による土地区画整理事業(約240m)で整備が行われ、当地区に係る区間(約220m)が未整備。
- ・開成駅は、平成31年3月から急行停車が始まり、交通結節拠点として重要性が高まる中、さらに駅 へのアクセス性の向上を図る必要があり、駅前通り線の早期全線整備が望まれている。
- ・町では、開成町に連結する駅前通り線の整備による道路ネットワークの機能強化、その周辺の面的整備による周辺企業や居住者の利便性が向上するとともに、開成駅の広域的な拠点機能が一層高まり、職・住が一体となった魅力ある地域づくりを進めることで、町全体の活性化を図ります。

## 3. これまで(平成30年度)の取り組み

平成 26 年にまちづくり基本調査を実施し、以後現況測量、区画整理基本設計等の調査を実施しました。

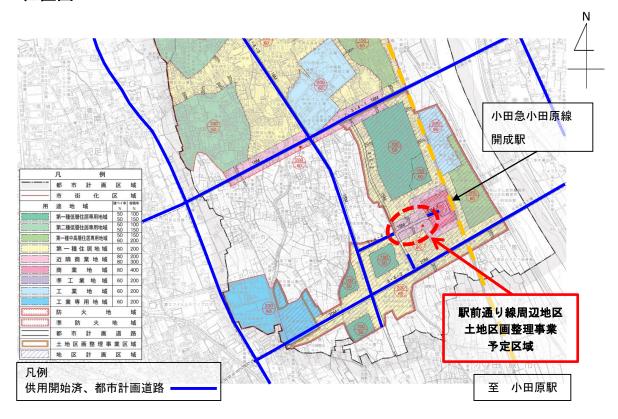
また、平成27年2月より昨年度までに、合計6回の地権者への説明会を開催し、事業概要(減価補償地区など)、整備方針、土地利用計画(案)等を説明しております。

### 4. 今年度の取り組み状況

- ・令和元年8月 第7回説明会(区域の見直し)
- ・地権者戸別訪問(想定換地等の説明)
- 事業認可申請図書作成等業務委託

(事業認可申請図書作成、基本設計見直し、地区界測量等)

## 位置図



# 土地利用計画図(案)

